

第3回 「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場 議事要旨

開催日時：令和8年9月8日（火）15時30分～17時00分

場所：オンライン

出席者

全国知事会：会長	阿部 守一	長野県知事
地方税財政常任委員会副委員長	村岡 嗣政	山口県知事
全国市長会：会長	松井 一實	広島市長
都市税制調査委員会委員長	富田 成輝	岐阜県可児市長
財政委員会委員長	中野 正康	愛知県一宮市長
社会文教委員会委員長	都竹 淳也	岐阜県飛騨市長
全国町村会：会長	棚野 孝夫	北海道白糠町長
行政委員会委員長	美浦 喜明	福岡県水巻町長
政 府：城内 実	全世代型社会保障改革担当大臣	
高橋 克法	総務副大臣	
舞立 昇治	財務副大臣	
川崎 ひでと	デジタル大臣政務官	

開会・冒頭挨拶

<城内大臣>

第3回「『給付付き税額控除』に関する国と地方の協議の場」の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

全国知事会、全国市長会、そして全国町村会の皆様におかれては、引き続きご多忙の中、ご参加いただき心より感謝申し上げます。

前回の第2回協議の場では、第1回協議の場でのご意見への対応についてご説明させていただくとともに、地方の皆様から様々なご意見、ご要望を頂戴した。実務検討チームのご意見も含め、皆様から貴重なご指摘を多数いただいたことに対し、改めて厚く御礼申し上げます。

本日は、これまでこの協議の場等でいただいたご意見への対応などについてご説明させていただきたい。

<阿部知事>

本日も城内大臣はじめ政府の皆様方には協議の場を設けていただき心から感謝。全国知事会を代表し、一言ご挨拶を申し上げます。

今回議論している「給付付き税額控除」は、昨今の物価高、あるいは格差の拡大など、我が国が直面する課題に対応し、国民生活の安心を支えていく上では大変重要な政策課題だと受け止めている。その一方で、新たな制度を構築する場合には、制度の理念や効果に加え、誰が財源を負担し、誰が実務を担い、そして国民に対し

て誰が責任を負うのかという点を、十分に協議して確定していくことが必要であると考えている。

前回の協議では、基本方針決定後に地方負担の考え方が示されたことについて遺憾の意を表させていただいたが、今後とも、丁寧な協議をぜひ進めていただければありがたい。

全国知事会としては、9月2日に臨時の地方税財政常任委員会を開催し、政府からもご説明をいただいた上で、各知事と率直な意見交換を行わせていただいたところ。本日は、その場で出た意見を取りまとめた知事会としての考え方をお伝えしたい。また、政府におかれては真摯に対応いただくよう、心からお願いを申し上げます。

人口減少が進み、また、行政課題が複雑化する中で、これからより一層、国と地方は緊密に連携していくということが重要だと考えている。そういう意味では、ぜひ国と地方は、対等なパートナーとして、様々な重要な制度については制度設計の段階からしっかり協議を行っていただくことが大変重要だと考えている。

今回の「給付付き税額控除」についても、国民の皆様にとって真に分かりやすく、効果的で持続可能な制度としていくことが重要だと考えている。政府におかれては、我々地方の意見を十分に受け止めていただき、今後の制度設計にしっかりと反映いただくことをお願い申し上げます、私からの挨拶としたい。

<松井市長>

本日も地方の側からの発言の機会を設けていただき、感謝申し上げます。あわせて、地方の意見を受け止め、検討を進めていただいていることに重ねて感謝申し上げます。

一方で、新たな給付制度については国と地方の具体的な役割分担をはじめ、事務の執行体制、システムの在り方、さらには給付に関わる財源を含めた財政負担の在り方など、制度の実施に向けた準備を進める上で不可欠な事項について、なお明らかになっていない点が多く残されている。特に、令和9年度には先行給付の導入が予定されており、限られた期間の中で検討を進めていく必要がある。都市自治体は住民に最も身近な行政主体として、社会保障をはじめ多岐にわたる行政サービスを担っている。本制度の導入に伴い新たな事務負担が生じることにより、こうした住民サービスの提供に影響を及ぼすことはあってはならない。

また、給付に係る財源を含め、制度の実施に伴う財政負担についても、地方の財政運営に支障を生じさせることなく、社会保障をはじめとする既存の行政サービスに影響を及ぼすことのないよう、国の責任においてしっかりと対応していただきたい。

国と地方の役割分担や事務・財政面での負担の在り方は、制度の根幹に関わる重要な問題である。地方の実情を十分に踏まえた制度とするためにも、引き続き国と地方で十分な協議を重ねていく必要があると考えている。

前回の協議の場においても、地方側から主な意見を申し上げたところだが、本日

の会議においても、地方の意見をしっかりと受け止め、今後の検討に十分反映していただくことをお願い申し上げ、私からの挨拶とする。

<棚野町長>

全国町村会を代表させていただき、一言ご挨拶を申し上げます。

このたびの「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場も今回で3回目を迎えるが、この間、全国町村会からは、町村では過去の給付金事務において膨大な事務負担を強いられ、職員が不慣れな業務に心身ともに疲弊をしながら、他の業務に影響しないよう何とかこなしてきた現実があること、また、人口減少の進行により、現状の事務体制を維持していくことすら一層困難になっていくことが考えられている中で、給付事務が恒常的な業務として加わることになれば、いよいよ既存の行政サービスの提供にも影響を及ぼしかねないという危機感、さらには、今後ますます自主財源の確保が厳しくなっていく中で新たな財政負担を受けることは極めて厳しい状況にあること、こういったことを踏まえた対応を求めてきた。

こうした中であって、第2回の協議の場では、城内大臣から、将来に向けて地方側の納得感が得られるような形で取り組むというお言葉をいただいた。正直大変心強く受け止めさせていただいたところ。

本日は、これまでの協議の場等での地方側の意見を踏まえた対応を確認させていただきながら、改めて本会としての意見を申し上げさせていただきたい。引き続き、誠意を持って協議をいただくよう、よろしくお願い申し上げて、冒頭私からの挨拶とさせていただく。

資料1：これまでの協議の場等でのご意見への対応について

<城内大臣>

資料1をご覧いただきたい。

まず、2ページから4ページで、これまでの国と地方の協議の場や実務検討チームでいただいたご意見も含め、事務負担に関する対応を整理させていただいている。

支給回数については、事務負担を考慮し、年1回とさせていただく。ただし、飲食料品に係る消費税率引下げ終了時の対応として、詳細は後ほどご説明させていただくが、令和11年度は4月と秋の2回に分けて支給することについて、何卒ご理解、ご協力をお願いしたい。

こども加算については、課税事務を通じて得られた扶養親族の情報を活用して給付を行うこととしたい。

問合せ対応については、国でコールセンターを開設するとともに、ウェブサイトで給付対象者が自ら給付額を算定できる仕組みを構築するなどの対応を行う。

3ページでは、申請・審査・振込に関しては、非課税者であっても積極的に確定申告を行っていただくよう、国として広報を行うことを記載している。また、認定請求・職権認定の期限を設定し、期限後の税情報の変更には対応不要とする。公金

口座を登録している場合は申請なしで給付できるようにすることとしている。

4 ページでは、国として自治体を支援するデジタルサービスを提供しつつ、こうしたサービスを利用しない場合のシステム改修等に要する経費について、国費で措置するなどの対応を行うことを記載している。

ご説明した点を含め、自治体の皆様の事務負担を軽減できるよう、国として引き続き最大限努力してまいります。

5 ページをご覧ください。先ほども申し上げたが、令和 11 年度中に支給される支援金については、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの終了時に令和 11 年度以降の支援金に円滑に接続するため、令和 11 年 4 月の年度替わりにおける自治体の事務負担を十分に考慮しつつ、令和 10 年度の受給資格者に対し、令和 11 年度以降の制度による支援額の半年分相当額を基本とした額を先行して支給する。その後、令和 11 年の秋に、令和 11 年度の受給資格者に対して当該支援額の半年分相当額を基本とした額を支給することとしたい。自治体の事務負担を考慮した具体的な執行等については、地方とよく協議させていただきたい。

6 ページでは、今回の給付については、公金口座を登録している場合は、対象者からの申請なしに職権で給付を行えるよう法制上の措置を講じることとしていることを記載している。これにより、公金口座を登録していれば、申請なしで円滑に給付を受けられることについて、積極的な周知を図り、公金受取口座の登録を促していく。あわせて、公金口座を登録していない方の場合は、申請があった給付の受取口座を本人の同意を得て公金受取口座として登録する。これらの措置を通じて公金口座の利用による職権給付を原則化し、自治体の皆様の事務負担を最小化してまいります。

7 ページでは財政負担について記載している。就業者負担軽減支援金の支給に要する費用については、中低所得者が負担している所得税等の国税、個人住民税等の地方税、社会保険料等の負担の軽減を図ることを目的としたものであることから、税制等により負担を求めている主体である国と地方が求めている負担の割合を踏まえて財政負担することが適切であること、また、本制度は社会保障制度と密接不可分な制度であり、社会保障制度については現金給付も含め国と地方がそれぞれの応分の財政負担をしながら制度を支えてきたことを踏まえ、その 3 分の 2 以上を国が負担し、残余のうち 2 分の 1 ずつを都道府県と市町村がそれぞれ負担することとし、費用の具体的な負担割合については政令に委任することを予定しており、その決定に際しては、改めてよく協議させていただきたい。

また、この交付事務については、国が負担する額は国が市町村へ、都道府県が負担する額は都道府県が市町村へ、それぞれ交付することを予定している。その際、市町村の国に対する申請等については、都道府県で取りまとめ等を行っていただくことを想定している。この点については、ぜひご協力をお願いしたい。

この地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっては、地方負担の全額を地方自治体に見える形で基準財政需要額に算入する。

また、国は、給付の支給に要する費用についての市町村の負担が発生することに対処し、支給の円滑な実施を確保するため、普通交付税の交付を受けないと見込まれる、特別区を含む市町村に対して、当該市町村における負担に相当する額を上限として、当分の間、特別交付金を交付する。

令和9年度及び令和10年度においては、全ての市町村に対し、当該市町村における負担に相当する額について特別交付金を交付する。事務費やシステム改修等に要する経費については、制度導入に際して全額国費措置とし、その後も制度の実施状況等を踏まえつつ、地方の事務執行に支障が生じないように、国において必要な対応を行う。

なお、この国費措置には、都道府県において市町村に職員を派遣する場合に要する経費や、また、交付金、補助金等の交付事務に要する経費も含むことを考えている。また、令和9年度及び令和10年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げによる地方消費税の減収額は、全額を地方特例交付金により補填するとともに、各年度において必要な地方交付税総額を適切に確保してまいる。

9ページでは、これまでの協議の場において、市町村が事務を担うことが固定化することにならないよう、国が直接執行できる体制の構築について検討いただきたいというご意見を頂戴した。前回もご説明したとおり、国と地方の役割分担は変わり得るものと認識しており、制度導入後も国と地方の間で継続的な検討をしっかりと行うこととしている。

加えて、先ほどご説明した費用の負担割合をはじめ、実務検討チームにおいても、本制度の円滑な実施に必要な事項について継続して検討・協議を行う必要があると考えている。これらを踏まえ、この後ご説明する大綱において、本制度の実施に関する国と地方公共団体との役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項について、「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場」において、地方と十分に協議を行い、継続して検討を行う。このことを明記し、法案にもこの内容をしっかり盛り込みたいと考えている。

なお、地方との協議は法案の施行までは引き続き内閣官房が窓口となる。法案施行後は、支援金の担当部署として新設される、内閣府租税・社会保険料負担に関する総合調整本部が窓口となる。

資料2：飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱（案）について

<岡本審議官>

資料2を簡潔にご説明する。

本日この時間帯に、与党の会議において、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱（案）」が提示されているが、先ほど大臣からご説明した内容は、この大綱の中にも、「地方と協議中」である旨を明記しつつ反映されているので、該当箇所を簡単にご説明する。

今回の「所得に応じたきめ細かな給付」については、大綱案において、その趣旨

を踏まえ「就業者負担軽減支援金」という名称としている。6 ページ以降で、支給要件や支援金の額等の考え方が順次記載されている。

10 ページ以降では、認定、支給、支払といった事務に関して記載されている。

財政措置については、12 ページの「費用の負担等」に記載されている。

市町村における事務の効率化等のための国としての対応については、13 ページ下部で、「支援金制度に係る国による情報システムの整備等」として、デジタルツールやコールセンター等の国としての対応について記載されている。

15 ページでは、この支援金制度に関する検討事項を記載している。15 ページの四の3では、先ほど大臣からご説明したように、本制度の実施に関する国と地方公共団体との役割分担の在り方その他円滑な制度の実施に必要な事項について、「給付付き税額控除」に関する国と地方の協議の場において地方と十分に協議を行い、継続して検討を行うことが記載されている。

なお、少し前のページに戻るが、13 ページでは、この制度は内閣府が所管することが記載されている。内閣府を窓口とし、制度導入後も、地方の皆様とは丁寧に協議をさせていただきたい。

最後に、この支援金制度自体ではないが、補足的に2 か所ご説明する。5 ページの5では、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに関する財政措置について記載されている。先ほどもご説明したが、全額を地方特例交付金で補填するとともに、各年度で必要な交付税総額を適切に確保することが記載されている。

また、臨時的な消費税率の引下げに係る農林漁業者等への対応について、6 ページの三で記載されている。

<阿部知事>

先ほど申し上げたように、全国知事会においては、9月2日に臨時の地方税財政常任委員会を開催した。政府からもご説明をいただいた上で、各都道府県知事から意見が出たところ。本日はその議論を踏まえ、全国知事会としての現時点での考え方をお伝えしたい。

まず総論的な部分として、この給付に係る財政負担について、所得に連動したきめ細かな給付を導入し、税負担等を求めている国と地方が協力して中低所得の現役勤労者の負担軽減を通じて手取りを増やし、年収の壁等による働き控えを緩和し、就労促進を図るという方向性については、知事会としても一定程度理解をするところである。しかしながら、給付の規模や対象者、給付額など、制度の全体像が明らかでない中で、地方の負担割合等について結論を出すことは極めて困難である。引き続き国と地方が対等な立場で丁寧に協議を行い、合理的な制度設計と国と地方の役割分担の整理を行うことを強く求める。財政についてのより具体的な話は、後ほど村岡知事から発言をさせていただきたい。

次に、事務執行と都道府県による市町村への支援についてである。給付事務の執行の在り方については、相当な事務負担となる市町村の意見を十分反映したものとしていただきたいと考えている。また、市町村に対する支援については、給付事

務は、本来国の責任で実施すべきものであること、また、都道府県の人的資源にも限界があることを踏まえ、国が責任を持って実施していただきたいと考えている。

今回の給付事務は、本来国が果たすべき役割に係るものであることから、国による直接給付の実現に向けた期限と工程表を明示していただきたいと考えている。あわせて、市町村等の意見や要望を十分踏まえ、国が本格導入までに実現すべき負担軽減策も明示していただきたいと考えている。

続いて、今後の協議についてである。政府においては所得に連動したきめ細かな給付の具体化に向けて、中低所得の現役勤労者の負担軽減や就労促進にとどまらず、現下の人口減少局面を踏まえ、子育て支援等の視点も持ちながら、政策効果を念頭に置いた丁寧な制度設計を行っていただきたいと考えている。

また、全国知事会としては、給付財源のみならず、事務費を含めた地方負担について、国の責任において必要な財源が安定的かつ確実に措置されることが大前提であると考えている。さらなる制度の具体化に向けては、地方三団体との間で今後のスケジュールを共有し、継続して丁寧に協議を行っていただきたい。

先ほど大臣からは継続してこの場で協議するというお話があったが、スケジュール等も共有していただきながら、丁寧に進めていただければと思っている。

最後に、国と地方の協議の在り方について、今回の給付事務とは少し視点が離れる部分があるが、要請事項を申し上げたい。

昨年の、いわゆる教育無償化に関する協議の場において、地方にとって重要なテーマは十分な時間的余裕を持って丁寧に協議するとの考え方が政府側から示されたにもかかわらず、今回、地方に財政負担を求めるとの考え方が基本方針決定後に示されたことは、前回お話し申し上げたとおり、大変遺憾である。今後、こうしたことが繰り返されることのないよう、政府全体として国と地方の協議プロセスを担保する仕組みについて地方三団体と協議し、具体化をしていただきたいと考えている。

加えて、子ども・子育てに関して、国の役割やナショナルスタンダードの視点も踏まえた全国的な支援の在り方について、財源を含め、地方団体と協議しながら検討するという考え方も、かねてより関係省庁から示されてきているところである。今回の制度設計には子育て世帯への配慮も掲げられていることも踏まえて、ナショナルスタンダードとしての子育て支援の在り方について、早急に協議の場を設置し、具体的な検討を進めていただきたいと考えている。

なお、給付に係る財政負担や消費税率の引下げによる地方財政への影響については、この後、地方税財政常任委員会副委員長の村岡知事から申し上げたい

<村岡知事>

私からは、給付に係る財政負担、それから消費税率の引下げによる地方財政への影響、この2つについて申し上げたい。

まず、所得に連動したきめ細かな給付を導入して、税負担等を求めている国と地方が協力をして中低所得の現役勤労者の負担軽減を通じて手取りを増やしていく、

年収の壁等による働き控えを緩和して就労促進を図っていく、この方向性については、先ほど阿部会長からも話のあったとおり、知事会としても一定程度理解するところ。しかしながら、給付の規模、対象者、給付額など、制度の全体像が明らかでない中で地方の負担割合等について結論を出すことは極めて困難。引き続き国と地方が対等な立場で丁寧に協議を行い、合理的な制度設計と国・地方の役割分担についてしっかりと整理をしていただきたい。まずこのことを強く求めたい。

そして、地方に財政負担を求めるのであれば、この制度が恒久的な制度であることも踏まえ、国の責任において地方負担分に対応する財源を確実に措置することが大前提であると考えている。

本制度の導入に当たっては、まず住民税と所得税では所得再分配機能に大きな違いがあること、また、既に地方が独自財源で実施している中低所得者に対する支援策についても十分考慮した上で検討をしていただきたい。さらに、不交付団体についても、財政運営に支障が生じることがないように国において適切な措置を講じていただきたい。

そして、大きく2点目、消費税率の引下げによる地方財政への影響についてである。消費税収の4割近くは地方消費税、また、地方交付税を通じて地方の貴重な財源となっており、医療、介護、子ども・子育て支援などの社会保障サービスを支えている。飲食料品に係る消費税率の時限的な引下げに伴って地方消費税が減収することに加え、国税である消費税の減収により、地方交付税の法定率分も減少することになる。これらの地方財政への影響については、給付に係る財政措置とは別に着実かつ安定的な代替財源を確保して、地方の一般財源総額が減少することがないように、その全額を措置していただきたい。

また、農林水産事業者、外食産業をはじめとする事業者等への影響を十分に把握していただいて、必要な支援を確実に講じていただきたいと考えている。

国におかれては、ただいま申し上げた点を十分に踏まえて、引き続き地方と丁寧に協議をしていただきたいと考えているので、どうぞよろしくお願いしたい。

<富田市長>

国におかれては、前回第2回の協議において私どもから申し上げた意見を汲み取っていただいて、お考えを示していただき、感謝申し上げます。

その上で、改めて数点お願いしたい。

まず1点目は、実施主体である。前回第2回の協議では、国と地方の役割分担について、税情報等の共有や活用等を進めることにより、国自身が新たな支援金の支給事務を直接執行できる体制の構築を検討していただき、その実現に向けた具体的な道筋を示していただくよう求めたところだが、より具体的かつ詳細な道筋を示していただきたいと考えている。

次に、支援金の支給事務についてである。前回も支給事務の負担軽減について数点申し上げたが、支給回数が1回とされる中、所得に応じて対象者の選定、就労とみなせる所得の判定、職権による認定と取消し事務、こども加算等への対応につい

て、極めて多くの事務負担の増加が懸念されている。事務の詳細については実務検討チームにおいても検討が進められているが、制度の具体化が進むにつれ、支給事務に係る課題もより明らかになってくると考えている。引き続き事務負担の軽減に向けて丁寧にご検討いただくとともに、算定ツール、給付支援サービス等の構築を実施していただくようお願い申し上げます。

特に令和11年4月の給付について、年度末から年度初めは確定申告の時期でもあり、税担当は超多忙な時期である。地方に過大な負担と混乱を来すことから、この時期に都市自治体が給付事務を行うことは不可能ではないかと悲鳴の声が上がってきている。この点について、ご説明の中でも年度替わりの自治体の事務負担を十分考慮しつつ、具体的な執行等について地方と協議するとされているが、引き続き十分慎重なご検討をいただきたい。私としては、このポイントが、本当に重要な、かつ、困難なポイントではないかと考えている。

また、前回も申し上げた事務費等への財政措置について、今回の案では事務費やシステム改修等に要する経費については、制度導入に際しては全額国費措置としつつ、その後も、制度の実施状況等を踏まえて国において必要な対応を行うとされている。今後も制度変更が見込まれるので、これらの経費についても確実に措置していただくようお願い申し上げます。

続いて、費用負担の関係について、中野一宮市長から発言する。

<中野市長>

就業者負担軽減支援金の支給に要する費用の負担について、費用負担の継続協議と必要な財源の確実な措置をお願いさせていただく。

今回、費用の3分の2以上を国が負担し、残りのうち2分の1ずつを都道府県と市町村がそれぞれ負担することとし、費用の負担割合の決定に際しては地方と協議するとお示しいただいた。阿部知事、村岡知事からもお話があったとおり、支給の規模、支給額など具体的な全体像が示されておらず、我々地方にどの程度の負担が生じるのか明らかでない中では、我々のスタンス、費用の負担に関する判断・結論を出すことは極めて困難。引き続き国と地方との間で丁寧な議論をお願いしたい。

また、費用の負担について、地方が役割を担うこととなった場合は、地方が提供する社会保障サービスをはじめとした各種行政サービスに支障が生じることがないように、必要な財源を確実に措置するよう、重ねて強くお願いする。

その上で、不交付団体に対する財政措置について申し上げます。普通交付税が交付されない不交付団体に対しては、当該市町村に特別交付金を交付するとされている。前回協議でも申し上げたが、不交付団体においては、既存の事業を切り詰めることとなるなど、現行の行政サービスダウン、提供に支障が生じることがないように、的確な財政措置をお願いする。

次に、令和9年度、令和10年度の支援金支給に係る財政措置について申し上げます。本格実施、つなぎの期間、不交付団体も含めた全ての市町村に対して、当該市

町村における就業者負担軽減支援金の支給に要する費用の負担額について、特別交付金を交付するとされている。こちらでも前回協議の場で申し上げたが、我々市町村は今年度中、令和8年度中から準備に着手する必要がある。令和9年度の予算措置のめどが立たなければ支援金支給をスムーズにスタートすることが出来ない。制度運用後も円滑な支給が実施できるよう、国において万全の対応を講じていただくようお願いする。

市町村において実施する就労促進施策に対する財政措置、就労促進に係る地方公共団体の役割に応じた対応の在り方について、検討を行うという資料を本日いただいた。引き続き丁寧に検討いただいた上で、市町村が実施する就労促進推進事業に係る新たな財政需要に対しては、新たな財政措置を講じていただくようお願いする。

最後に、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げについて申し上げる。令和9年度及び令和10年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げだが、地方消費税の減収額は全額を地方特例交付金により補填するとともに、各年度において必要な地方交付税総額を適切に確保するとされている。消費税率の引下げによって生じる地方の減収については、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、引き続きしっかりと対応いただくようお願いを申し上げる。

<棚野町長>

全国町村会として、今日は私と、財政委員長を務めていただいている美浦委員長が出席しているので、2人から意見を申し述べさせていただきたい。

初めに私からになるが、前回も申し上げたように、本制度においては、本来国が果たすべき役割に係るものであることから、地方分権改革の趣旨からも、地方がこの事務を執行する期間は限られるべきであると考えており、今後も国の一元的な制度執行に向けて継続的な検討が行われるものと理解をしているので、よろしくお願いしたい。

また、人口減少が進んでおり、自主財源の確保に苦慮している町村の実情については十分ご承知いただいていると思うが、本日晒された大綱案では、費用の負担割合の決定に際しては地方と協議するという事にされていることから、今後継続する協議においては、国策により生じる財政負担を地方に一方的に押しつけることなく、地方の納得感が得られるまでしっかりと協議をしていただけるものと理解をしているので、この点についてもよろしくお願い申し上げたい。

その上で、なお一層地方に負担が生じるような場合には、閣議決定において地方の財政運営に支障が生じないよう適切に対応するという事にされていることから、不交付団体も含めて国の責任において確実に財源保障が講じられなければならない。

また、新たな給付制度の執行に要する事務費や人件費などの経費については、申し上げるまでもないが、制度の導入期のみならず、地方が給付事務を担う期間においては自治体に負担が生じることがないように、これも全額国費により負担をして

いただくことを求める。

また、事務負担の軽減策については、実務検討チームにおいて表明された担当者のご意見一つ一つが現場の生の声なので、これを重く受け止めていただき、制度に反映させていただくようお願いを申し上げます。

なお、お示しをいただいた案については、9月10日に開催をする予定の全国町村会の理事会において、国から直接説明を伺い、意見交換を行った上で、次回の協議の場において、改めて本会としての考えを述べさせていただきたいと考えているので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

続いて、美浦行政委員長より発言させていただく。

<美浦町長>

ただいまご説明いただいたが、我々の懸念に対して一定の対応策を示していただいたことに感謝を申し上げます。その上で、事務負担に関して意見を申し上げます。

まず、今回の給付事務は、本来国が果たすべき役割に係るものである。やむを得ず地方に行わせるのであれば、その期間を明確にし、国による直接給付に移行するまでの工程表を示していただくようお願いする。支給回数は年1回とされているが、本格給付が始まる令和11年度は2回給付するとの案が示されている。従来から申し上げているが、少ない人数で多くの事務を行っている町村にとって、新たな給付事務を担うことは大変大きな負担となる。それを年2回、さらに、そのうち1回を多忙な4月に行うことは相当な困難を極める。また、2回給付により新たな課題が発生することも想定される。このような事情も十分に考慮いただき、令和11年4月までにはまだ時間があるので、直接国が実施することなども含め、協議を継続していただくよう切にお願いをする。

ここまで申し上げたことに加え、例えば「不服申立てや審査請求への対応は国において一括して行うべき」など、実務検討チームにおいて現場の職員から寄せられた様々な意見や懸念、疑問をまとめたものを提出している。前回、棚野会長からも申し上げているが、これらの内容一つ一つが解決できなければ、円滑かつ公平に運用することはできない。一つ一つ丁寧に、明確に対応いただくよう改めてお願いする。

<城内大臣>

今回も地方三団体の皆様から事務執行、あるいは財政負担等に関わる貴重な、かつ、有意義なご意見を賜ったことに対して、改めて感謝申し上げます。また、阿部知事からは、国と地方の協議をしっかりと行う場を設けてほしいとの話があったが、しっかりと受け止めさせていただきたい。

事務負担軽減策については、公金受取口座の活用などを通じて自治体の事務負担を最小化してまいりたい。本制度の円滑な実施に向けて、引き続き地方の実務をよくお伺いしながら、国が前面に立って対応策を講じてまいる。

財政負担については、これまでの様々なご指摘も踏まえ、地方の負担割合等につ

いて具体的に決定する際にはしっかり協議させていただくこととした。こうした点も含め、この協議の場は継続させていただき、円滑な制度の実施に向けて、必要な事項について引き続き協議させていただきたいと考えている。

お忙しいところ大変恐縮ではあるが、大綱の決定に向け、近日中に再度協議の場を開催させていただきたいと考えているので、何卒よろしくお願い申し上げます。

<岡本審議官>

本日は皆様から多数の貴重なご指摘を賜り感謝申し上げます。私から、大臣のコメントに2点ほど補足してご説明させていただく。

支給回数については、原則は年1回であるが、令和11年度については、4月と秋の2回に分けて支給をお願いしたいことをご説明した。この点に関しては、4月という時期は年度替わりで大変多忙な時期であることは、実務検討チームからも多々ご意見をいただいていると承知している。そうしたことを重々踏まえ、年度替わりにおける自治体の事務負担を十分考慮し、例えば、繁忙期を迎える前の2月までに、可能な限り市町村における準備を終えていただけるような簡素な仕組みとすることも含め、自治体が円滑に準備できるような具体的な執行の在り方を協議させていただきたいと考えている。

もう一点、国による直接給付の検討についてご意見を頂戴した。国による直接給付の検討に関しては、資料でも従来ご説明させていただいているが、システム上の対応に加え、組織体制整備といったオペレーション上の対応や、税額控除との組合せといった制度の将来像についての検討との関係など論点が幾つかあると考えている。

そうした中で、今回の制度は新たな制度であるため、大綱案の中に施行後5年を目途として施行状況を勘案して必要な見直しについて検討することを記載している。先ほど申し上げたような論点が整理されればということではあるが、国による直接給付も実現可能になるのではないかと考えている。こうした論点の整理も含め、引き続き『給付付き税額控除』に関する国と地方の協議の場を継続する中で、地方の皆様と十分に協議を行い、継続して検討させていただきたい。

また、棚野会長はじめ皆様からもお話があったが、実務検討チームの皆様には、本当にお忙しいところ、お時間を割いていただき、一つ一つ非常に貴重なご指摘をいただいていると認識している。一つ一つの意見をきちんと精査して受け止めて、円滑に施行できるような制度にしていきたいと考えているので、引き続き何卒よろしくお願いしたい。

<出口局長>

いただいたご意見に対して何点か補足でご説明させていただきたい。

まず、地方に財政負担を求めるのであれば、国の責任において地方負担分に対応する財源を確実に措置することが大前提であるというご意見を頂戴した。法令に基づく地方の負担に対し財源を保障することは国の責務である。地方の財政運営

に支障が生じないように、財源を確実に措置してまいりたい。

続いて、不交付団体についても、財政運営に支障が生じることのないよう適切な措置を講じるべきだとのご意見を頂戴した。不交付団体については、特別な対応をしなければ、新たな地方負担の発生に伴う財源確保のために既存事業の見直し等、一定の期間が必要となり、支援金の支給が円滑に進まないといったおそれが生じるところ。このため、支援金制度の円滑な実施を確保するために、不交付団体となる市町村に対しては特別交付金を交付することにより、適切な財源を措置してまいりたい。

地方消費税の関連で、消費税率の時限的な引下げに伴う地方消費税の減収や地方交付税の法定率分の減少に対して適切な措置を講ずるべきというご意見があった。資料にもあるが、地方消費税の減収分については、全額を地方特例交付金により補填する。また、地方交付税の法定率分の減少等によって地方交付税総額が確保されないといった事態を招かないよう、各年度において地方財政対策を通じ、必要な地方交付税総額を適切に確保してまいりたい。

就労促進に関してのご意見があった。就労促進に関して地方公共団体の役割に応じた対応の在り方の検討を行うとされているところだが、財政需要に対応した財政措置について引き続き検討を行うようにというご意見を頂戴している。この点については、年末に向けて丁寧な検討を重ねてまいりたい。

<中野市長>

財政委員長として、追加で発言させていただきたい。全国市長会の富田市長が最初に申し上げた国と地方の役割分担の関係で、岡本審議官から追加のコメントとして、なかなか難しいという回答があった。

まず、感情論はある。我々市役所の中では、また配るのか、やらされるのか、というやらされ仕事感はあるが、それだけではなく、財政支出の適切さ、合理性という観点から、この事務費のコストを何とかならないかという思いが、本当に、首長の間では募っている。6年前から応援金、給付金、支援金、いろいろな名目で、いろいろな政策の観点で配っているわけだが、毎回毎回結構な事務費がかかっている。そのたびに体制を組み、システムを構築して、場合によってはコールセンターを設けて、印刷して、口座を確認して、とやっているが、6年前の定額給付時に10万円を配ったときは、我々38万都市では2億円以上の事務費をいただいているところ。直近の令和6年の定額減税調整給付金の支給でも事務費だけで1億4000万円ほど、対象者一人当たりにしても2,000円ほどかかっている。

毎回毎回事務費にお金をかけて、国費で面倒を見てもらえるから良いのではないかという声も中にはあるが、一宮市でも97%は日本国民であり、国費の無駄遣いという言い方は良くないかもしれないが、何とかスマートに配れないのかということ。財政支出をいかに合理的・効率的にしていくかという観点から、今回もこれだけ一生懸命みんなで頑張っているのであれば、町村会からもお話があったが、何かロードマップなり踏み込んだ対応をぜひお願いしたいということで発言をさせ

ていただいた。

<阿部知事>

大臣並びに関係者の皆様方からいろいろ丁寧にご説明いただき感謝申し上げます。引き続き協議していただけることは大変ありがたいことだと思っているが、そうした前提で3点申し上げたい。

まず、先ほども申し上げたが、この制度は全国一律で実施する施策なので、本来は国の責任で実施すべきものと考えている。先ほども国による直接給付の実現に向けた期限と工程表を明示していただきたいという話をしたが、岡本審議官からは、5年を目途に見直すという話があった。他方で、我々地方公共団体は今、AIの活用やDXなどに相当なスピード感で取り組まなければいけないと思っており、そうした中で、先ほど一宮市長からもお話があったように、一律に国の責任においてやっていくということがどうしてできないのか。今回の資料にはなかなか難しいという論点はいろいろ記載をされているが、むしろどうすればできるかという観点で、ぜひ検討を進めていただくことが必要ではないかと思っている。それが1点目である。

2点目だが、今回の資料の中では何か所か都道府県の話も出てきている。資料1の7ページには、市町村の国に対する申請等については都道府県で取りまとめ等を行っていただくことを想定、8ページにおいては、市町村に職員を派遣する場合に要する経費や交付金、補助金等の交付事務に要する経費、こうしたことを想定されているということだが、先ほど来申し上げているように、都道府県も今、人員も非常に限られた中で取り組んでいる状況なので、このことも含めてしっかり丁寧に協議を行っていただきたい。

先だって法定受託事務について少し言及させていただいたが、長野県もかなり多くの法定受託事務を行っている。これは地方公共団体の事務として法律上定められているが、法治国家であることから、しっかりやらなければいけないと思っている。その一方で、分権の観点からは本来例外的であるべき法定受託事務がどんどん増えており、こうしたものもぜひしっかり見直していただく必要がある。我々の仕事については、自主的・主体的に、都道府県も市町村も行政改革に取り組んで、事務の見直しをやっているが、一方で国からは仕事がどんどん降ってくるという形だと、自治の在り方もかなりいびつになる。何となく今回も、都道府県の仕事も少しずつ増えてきているのではないかと思っているが、この点も問題意識を持っているので、ぜひ今後の協議の場でしっかり議論をしていただきたい。

3点目、最後であるが、令和11年度の4月の部分、これは市長会、町村会からもお話があったように、事務的にはかなり厳しいものではないかと我々も考えている。先ほど簡素な仕組みでという話もあったが、この点についての市長会、町村会の皆様方の懸念は、私もごもっともだと思うので、ぜひ丁寧に協議をいただければと考えている。

知事会としても、今日お示しいただいた大綱も踏まえ、また地方税財政常任委員

会を開催し、知事会としての意見を集約して、この場で発言をしていきたいと思っているので、引き続き丁寧な協議、そして、ぜひ国として責任を持って取り組んでいくという姿勢を示しながらの取組をお願いしたい。

<岡本審議官>

中野市長、阿部知事からのご発言に感謝申し上げます。

国の直接給付については、ご指摘のように情報インフラはどんどん発展していくので、そうした論点の整理も含めて、国と地方の協議の場で引き続き協議し、継続して検討させていただきたいという趣旨で申し上げた。今後とも、事務の負担軽減策も含めて引き続き丁寧に取り組んでまいりたい。

閉会

<城内大臣>

本日も有意義かつ率直に皆様と意見交換ができたこと、改めて御礼申し上げます。

本日は、これまでの協議の場等でいただいたご意見への対応、そして大綱案をお示しさせていただいた。政府としては、これまでいただいたご意見を真摯に受け止め、今回、国としての具体的な対応をお示したところだが、大綱の決定に向けて、近日中に再度協議の場を開催させていただきたく、その点については改めてご理解、ご協力を賜りたい。

阿部知事より、国と地方の協議を担保する仕組みの構築についてご発言があった。先ほども申し上げたが、この点については、改めてどのような対応ができるか検討させていただきたく、この要望はしっかり受け止めさせていただきたい。

いずれにしても、この国と地方の協議の場で皆様から頂戴したご意見について、これからもしっかり協議を続けさせていただきたいと思うので、何卒ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。